

会議顛末書

						記 録 者	主 事 居 谷 佳 苗		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員
	/								
件 名	令和6年度第3回情報セキュリティ委員会								
年 月 日	令和6年2月10日（月）								
時 間	午後2時10分から午後2時40分まで								
場 所	市役所3階庁議室								
出 席 者	<p>【委員】 木村副市長（委員長）、坪井総合政策部長、大貫総務部長、荒楨福祉部長、足立健康スポーツ部長、中嶋議会事務局長、柏崎危機管理監、中村教育部長 （欠席）菅沼市民経済部長、落合都市整備部長</p> <p>【事務局】 栗山課長、小崎課長補佐、益子課長補佐、宮本主幹、佐藤主幹、渡辺主幹、記録者</p>							傍聴 人数	0人
内 容	<p>審議事項</p> <p>1 令和6年度情報セキュリティ内部監査について （事務局説明） 情報セキュリティ内部監査について、下半期分として健康増進課、介護保険課、下水道課、文化・生涯学習課、学校給食センター、監査委員事務局の6課等で実施。 監査結果については、デスクトップへのファイルの貼付けがみられ、直ちに是正させた。ファイルサーバの整理については不要なファイル等が消去されておらず、全体的な容量の圧迫を招いていたため、文書の保存年限が満了したものはデータについても削除するよう促していく。そのほか業務に関係のないサイト等の閲覧が確認された課等もあったが、直ちに是正を行わせた。それ以外の点は概ね良好であり、指導を行った点についても改善済である。 なお、来年度上半期分は、まちの魅力創造課、税務課、納税課、こども家庭課、スポーツ推進課、商工観光課の6課等を対象とし、9月に実施する予定である。</p> <p>（質疑） 坪井総合政策部長 特定個人情報取扱者向けeラーニングの受講状況はどうなっているか。 事務局 申告相談事務に係る職員は未受講者が多い。毎月受講を催促しているが、一部の職員は現在まで未受講の状態が続いている。</p> <p>2 私物スマートフォンの業務での使用について （事務局説明） 令和6年度第2回情報セキュリティ委員会にて、龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程を改正し、業務における私物スマートフォンの使用を認める方向で調整を行う旨を報告したが、その後調整を進め、今回龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程を改正し、私物のスマートフォンについて業務での使用を認めることとした。第3回情報セキュリティ委員会終了後、全庁的に周知を行う予定である。</p> <p>（質疑） 大貫総務部長 通知を行う際は、あくまで私用スマートフォンであるため、やむを得ない場合の</p>								

	<p>み業務利用が可能であるという点をうまく伝えてほしい。</p> <p>3 個人情報安全管理措置規程の策定について (事務局説明)</p> <p>個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定により、行政機関等は、確実な安全管理措置を講じることが求められている。また、行政機関では大量保有の個人情報を取扱っており、漏えいが生じた際に個人の権利利益が侵害される可能性が大きいため、個人情報安全管理措置規程を策定する。</p> <p>安全管理措置の対象とする項目は大きく分けて組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の 4 つである。</p> <p>総務省の「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」をもとに、龍ヶ崎市情報セキュリティポリシーに規定されている市の情報資産全般の中の保有個人情報に対して今回規程を策定した。</p> <p>規程内容の概要について、第 1 章では、総則的事項について規定している。第 2 章では、統括責任者等の管理体制を規定している。第 3 章では毎年の教育研修の実施、第 4 章では個人情報を取扱う職員等の責務を規定している。第 5 章では保有個人情報の取扱いとして、情報資産全般に係る情報セキュリティと同様の規定と、外的環境の把握として外国の個人情報関連法令が適応される場合の状況や制度を把握したうえで安全管理措置を講じるものとしている。第 6 章では情報システムにおける安全等の確保、第 7 章では電算室等の安全管理について規定している。第 8 章では保有個人情報の提供や業務委託においてどのような措置を講ずるかを規定しており、第 9 章では保護管理者が遵守すべき法令等を定めている。第 10 章では保有個人情報の管理状況の監査と、点検等の評価について規定している。</p> <p>(質疑) 木村副市長 この委員会を経たら決裁を行うのか。 事務局 現在人事行政課で審査中であり、方向性は決まっている。言葉尻等の修正を行ってから最終的な決裁を取る予定である。</p>		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">公 開</div>	非公開（一部非公開を含む）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第 9 条 号該当)
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日

※ この様式は、会議顛末書の他、報告書（人事課に提出する研修報告書は除く）、交渉記録簿、打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。